



栃木県公報

平成27年
9月11日(金)
号外
第57号

目次

公 告

○建築士事務所の監督処分..... 1

公 告

○建築士事務所の監督処分

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月11日

栃木県知事 福田 富一

1 監督処分をした年月日

平成27年8月31日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

君島建築設計事務所
鹿沼市日吉町494-2

(2) 開設者の氏名

君島 勲

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

栃木県知事登録A第3409号

3 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖1カ月間（平成27年9月15日から同年10月14日まで）

4 監督処分の原因となった事実

君島建築設計事務所の管理建築士が、平成27年4月23日に、建築士法第10条第1項の規定により、国土交通大臣から1カ月間の業務停止の処分を受けたこと（建築士法第26条第2項第4号該当）。

(建築課)